

# 快著「鬪の回顧」を繙きて

澄田獨鼓庵

昔戀しい五十年前の四國新道の記事を見ては矢も楯も堪らず咄嗟筆執りて一面識もなき田邊技師に一書を贈りしが縁となり、圖らずも七月十八日海軍省にて始て面會せしが、奈何に血筋とは云へ高知縣知事が生れ替りてお出になりし心地せしものから挨拶もそこくに「あなたはお祖父様にそつくりですよ」と申せしかば（尤も知事の方が大分脊が高く今少々弱せて居られしかと思ひたれど）いやいつも母からそう云はれて居つた」とのお咄し、夫れに又造次顚沛にも忘れ得ぬ慈父同様の恩師と同姓！ 縱令縁もゆかりもなき間柄なれども何んとなく親し味を感じて一見舊知の思ひをなせしこそ不思議なれ、夫れより問ひつ語りつ暫し懷

舊談に耽りしが、豫て懇望せし「鬪の回顧」を惠贈せられしものから取る手遲しと直に通讀、いくら獄中思練の結晶とは申せ克くもあれ丈け込み入りし事柄を秩序整然と詳記され内容外觀とも一點の申分なき出來榮へには深く感服せしが兎角感傷的の予は更に緊要の部分を繰り返し耽讀せしものから、非常に昂奮して兩三日間はろく夜の目も眠れぬ有様、曾て知遇を蒙むりし工學界の泰斗にして而も最長老たりし古市、曾禰の兩博士並國寶的大偉人たる爪生海軍大將の追悼記を始め、涙なくしては到底読み得ざる北海道廳技師長伊藤氏の「わすれな草」などと俱に好箇の感激篇！ 何んにせよ一時天下の耳目を聳動せし横濱の大疑

獄が本著に依り其の全貌を赤裸々に發表せられし事は實以て近來の一大快事にして溜飲三下の思ひをなせり、近來横濱と云はず各地方に頻々として起る此種疑獄事件に、實は又かと思つて諦れ返り稍無鬪心なりしも段々火の手が上り次から次へと擴大して遂に百五十名も檢舉されしと聞くに及んでは隨分腐敗紊亂して居るものとのみ思ひ込み心潛かに鬱憤の情に堪へざりしが、夫が前後五箇年も掛り多數の係官が血眼になりて大騒ぎを演じ、豫審調書文でも數萬枚に上りしと云ふ大事件が、何事ぞ第一審に於て丸で反掌的に取消され殆んど全部無罪放免となりしこと、是れぞ所謂泰山鳴動鼠一足の空ら騒ぎに了りしには軽然として驚異の眼を瞠りしこそ片腹痛くも亦笑止千萬の極みなれ。

由來土木官吏と不正事件はいつも付き物の如くレールを舐め砂利をかむるなどと惡罵するもの多く夫れこそ玉石混淆何れも皆一つ穴の狐として世人より色眼鏡を掛けらるゝ不愉快さ心外さは喰へんに物もなく、いつの世にか斯る汚名を雪ぐ時機もがなと常日頃念頭を離れざりしに偶々田邊

氏の如き清廉潔白の人士が今回の事件に大立者として連座されしも俯仰天地に耻ぬ所信を一步も曲げず敢然として辛辣極る檢事の脅迫に屈せず孤軍奮闘を續け三年三箇月の長期抗戦後漸く勝利の榮冠を贏ち得られし勇氣の凛々しさには眞に敬服の外なく、全く以て颯爽たる凱旋將軍を迎ふる心地して痛快涯りなし、縱令證據不充分にて放免されしどて火のなき所に煙は立たぬ杯と半信半疑白眼視せらるゝ世の中、本著に依り些の粉飾なき眞相判明せしことて、百十數名の嫌疑者も如何計り肩身が廣くなり隨喜の涙に咽びしことならん、只恨むらくは多少の面識ありし橋坂武運三君が煩悶の餘り武運拙く不運の最後を遂げしことの痛ましくも亦氣の毒の感に堪へざるなり。

縣市の主腦部一網打盡に檢舉さるゝや田邊氏の身邊にも刻々と危險の迫まるに連れ有造無造彌次馬の殺到、新聞紙上誇張の記事を意とせず平然自若として職務執掌に忙はしく、彌強制收容剝那の際は心静かに祖先の靈前に奉告後家人に對し萬一の場合には解剖の事までも云ひ残され、在監

中は終始一貫落付拂つて何物にも屈せざる毅然たる態度は、奈何に衷心疾しからずとは云へ到底常人の企及し能はざる所、殊に又令弟平學博士が證人として法廷に立つや赤誠を籠め條理井然として聲淚俱に下るの陳述には何ん人と雖感動せざるものはないべく、縱令博識高徳の大家が熱辯を振つて辯護せしとて是れ以上の效果ありとも覺へず、予は此證言を本著中の白眉として最も推量せるものなるが、是れに依て田邊氏が如何に孝悌の情に厚く揃ひも揃ひし家庭の麗しさ名は體を顯はす喻の如く溫良忠實！ 有りと有らる美徳を有せらるゝ現時稀に見る人格者たるを知り得しなり。

聞けば遠祖は菅原家の出なる由、菅公も證者の爲罪なくして配所の月を眺めながら人をも身をも怨み玉はずして恩賜の御衣を拜しつゝ日夜、皇室の御安泰をのみ祈らせられし忠誠は到底眞似る人もなかるべきと思ひきや、特に本著の爲に「風吹不動天邊月」の題字を寄せられし三土前藏相が帝人事件に累せられ獄裡尙且つ之に等しき行ひあり尙

は、奈何に衷心疾しからずとは云へ到底常人の企及し能はざる所、殊に又令弟平學博士が證人として法廷に立つや赤誠を籠め條理井然として聲淚俱に下るの陳述には何ん人と雖感動せざるものはないべく、縱令博識高徳の大家が熱辯を振つて辯護せしとて是れ以上の效果ありとも覺へず、予は此證言を本著中の白眉として最も推量せるものなるが、是れに依て田邊氏が如何に孝悌の情に厚く揃ひも揃ひし家庭の麗しさ名は體を顯はす喻の如く溫良忠實！ 有りと有らる美徳を有せらるゝ現時稀に見る人格者たるを知り得しなり。

予は本著に依り始て豫審制度の不備と検事が如何に職權濫用の甚しきかを知りしが實は水攻火攻は昔の事とのみ思ひ居りしに、聖代の今日尙未だ之に類似の鬱風ありとは聞ひてさへ身の毛もよだつ思ひをなせしが、往年京都に豚箱事件ありて人權問題の叫ばれしことありしも嘶し半分位に聞流し居りしに、何んぞ計らん多數の被告が孰れも半死半生の責苦に遭ひ餘りの苦しさに他の迷惑も顧みる違なく遂には檢事の口車に乗り身に覺へなき虛偽の罪科に服して一時の苦患を免かるゝとは何んたる残酷のことにはあらずや、苟くも國家に貢献あり功績ある人士を殺人強盜犯と同一視して手錠を嵌め怒號叱咤或は戒具行使の如き拷問振りには只々諦るゝの外なく、是が幸徳の如き大虐無道の大罪人とか賣國奴の如き重罪犯ならば夫れこそ鉛の熱湯を浴せ逆磔けになすも差支なけれども、贈收賄に依り不正工事などの證跡でもありしなれば格別、單に取つた取らぬの嫌疑

位で以て均しく 陛下の赤子なるに丸で仇敵の如く斯程迄に峻烈極る取調べをなさずとも可なるべく、萬一斯る事實ありとせばろく〳〵辯護士も傭へざる下級官吏や貧乏人などは是非も泣く〳〵検事の云ひなり放題に服従して終生無實の罪に陥るものも尠からざるべく、まして彼等の爲に躊躇問題を呼び又耳を傾けて同情するものなしとは尙更以て不憫の事ならずや、其の罪を悪んで其の人を悪まざる雅量を以て多少の手加減をなせば爲し得られざることもなかるべく、蟲も殺せぬ善人乎強慾非道の横着者は大岡越前守ならずとも一見識別し得らるべきに、人を見れば泥坊と思へ主義で爬羅剥抉すればいくらでも罪人は出来る、……畏れ多くも 昭憲皇太后様の御製に

せけはみちせかねは流る谷川の水こそ民の心なりけり  
と仰せ玉へる如く、無暗に法律一點張りで壓迫を加へれば加へる程法網を潜る奴が簇出すべく、釜煎りの極刑に處した處で五右衛門の種は盡きまじく、駢馬さへ御し様一つで駢鹿ともなると同様人の性も素々善なれば成るべく未然に

防ぐ温情主義で以て志操を善導し彼のヒツトラーユーゲントの如く常に心身の鍛錬に努むれば総令法を三章に約さずとも無爲にして化す太平の代となりて自然犯罪者も跡を絶ち從て権利義務を口癖にする法律屋も半減するに至るべく、是等の人才を轉向して産業報國の實務に就かしむれば、夫れこそ國富増進國力の大發展は刮目期待し得らるゝは決して遠き將來にあらざるべし。

聞説田邊氏一人の損害丈けにても約壹萬圓に達せる由、

左すれば前後五箇年間官民一同の費消せし金額は専くとも數百萬圓に上り、尙之れに類似の事件多々ありとせば幾千萬の國帑は空しく水泡に歸すべく、事變下の今日古釣一本でも節約せねばならぬ際何んとなく一文儲けて百失ひの憾あるなり。

寒苦を忍びて暗香馥郁たる梅花の如く、叢雲散じて却て嬪娟の美を放つ月光と一般、田邊氏も此災厄なかりせば、恐らく一地方技師として今まで存在を認められざりしやも難計に、一躍本省に入りて要職に就任し謹嚴其のものゝ如

き末次内相より心からなる祝辭を受けられしのみならず、天下の同情は翕然として集まり錚々たる各方面の人士が主唱し在監中の慰問を始め幾多の雪冤會の花々しさは全く空前の盛事と云ふも不可なく、げにや禍福吉兆は絆へる繩の如く艱難汝を玉にする喻は畢竟斯ることをや云ふなるべく、必ずや祖宗在天の英靈も嫣然として會心の笑みを漏し玉ふことなるべし。

予は青年時代内務省奉職當時屢々水害検査の爲め各府縣に出張し多少なりとも地方の情弊を知れるが、餘りに嚴格に過ぐれば首が永續せず、過ぎざれば知らず／＼誘惑に掛りて遂には一身を誤るものさへ多く、土木官吏も亦つらいもの哉と思ひて座ろに同情の念に驅られしが、今も昔も同じ事のみ繰り返へしつゝあるは畢竟するに制度の不備にして銳意之を改善せざれば百年河清を俟つに等しかるべし。

今や國民精神總動員の強調せらるゝ際適々本著の如きは活ける教訓史となり覆轍踏まぬ後車の警鐘ともなりて土木官公吏は勿論苟くも職務上密接の關係ある官民諸氏にも廣

く之れを推奨して熟讀翫味せしめなば、千萬言の訓示より遙に效果ありて自然其の感化に依り自戒自肅せば復び斯る不祥事も起らざるべく、身を以て範を後進に示さる、田邊氏の餘徳や蓋し尠少ならざるべし。

以上述ある所稍寄矯に失し前後不揃の嫌あれども隨感隨記推敲に遑なく、聊か平素抱懐せる所感をも付記披瀝して大方に質さんとする婆心に過ぎざるなり。

茲に犯罪ありて斯に捜査權の活動あり。捜査權ありて後犯罪あるにあらず、爬羅を快とし、剔抉を能とし、風なきに波を起し、火なきに煙を揚ぐ。法章は之を高閣に束ね、人権は之を泥土に委す。犯さずして縛縛の辱を受け、罪なくして囹圄の人と爲る。是れを舊幕時代岡ツ引の捜査權行使とす。……若、夫、昭和の聖代に於て、專制の酷吏に倣ふものあらんか法治の名に於て、暴治の實を行ふものなり。（今村力三郎氏「帝人事件辯論」の序文の一節）